給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書（記載例）

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

年度	1．現年度　2．新年度　3．両年度

退職などにより残りの税額を一括で納めるとき

※8月分まで特別徴収で、9月分で残りを一括徴収する場合

（特別徴収義務者）	
所在地	〒012-3456 ○○県××市△△１－２－３
フリガナ	マルバツショウジ
氏名又は名称	株式会社　○×商事
個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 ←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

特別徴収義務者指定番号	8 8 8 8 8
宛名番号	－
担当者 所属	人事課人事労務係
担当者 氏名	特徴　花子
担当者 電話	○○○○ － △△ － ○○○○ 内線（ １２３ ）

給与所得者	
フリガナ	スズキ　イチロウ
氏名	鈴木　一郎
生年月日	昭和 50 年 1 月 1 日
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
受給者番号	１２３４５６
1月1日現在の住所	境町○○○－○
異動後の住所	

（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	
140,000 円	6 月から 8 月まで 35,600 円	9 月から 5 月まで 104,400 円	XX 年 8 月 31 日	1（右から番号を記入）1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他（　）	2（右から番号を記入）1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収（本人納付）

一括で徴収した税額を納入する月
※１月以降の退職の場合は、原則一括徴収が基本となります。

1．特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）
特別徴収義務者指定番号
所在
フリガ
氏名又は
内線（　　）

新しい勤務先へは、月割額＿＿＿＿円を
□月分（翌月 10 日納入期限分）から
徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号

納入書の要否（新規の場合のみ記載）□（右から番号を記入）1．必要　2．不要

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括して納入する場合。
（ア）特別徴収税額（年税額）　140,000 円（6月から翌年5月分）
（イ）徴収済額　35,600 円（6月から8月分）
（ウ）未徴収税額　104,400 円（9月から翌年5月分）
↑
一括徴収税額（納入額と同額）

2．一括徴収の場合

理由：1（右から番号を記入）
1．異動が令和XX年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2．異動が令和　　年１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日	徴収予定額（上記（ウ）と同額）
9 月 20 日	104,400 円

左記の一括徴収した税額は、9 月分（翌月 10 日納入期限分）で納入します。

3．普通徴収の場合

理由：□（右から番号を記入）
1．異動が令和　　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2．令和　　年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため
3．死亡による退職であるため

※市区町村記入欄

【 提出先 】　〒306-0495　茨城県猿島郡境町３９１番地１　境町役場　税務課　町民税係

御注意

1. 黒のボールペン又はペンで記載してください。
2. 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
3. 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に「1」と記入するとともに、「1．特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
4. 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。